

日査協の修復歴判断基準が一部変更となります ～ 4月1日よりクロスメンバーの定義と修復歴損傷の大きさ基準が変更 ～

中古車を販売する際は、自動車公正競争規約に基づき、広告や店頭展示車に「修復歴の有無」を表示する必要があります。「修復歴の有無」については、一般財団法人日本自動車査定協会（日査協）の定める「中古自動車査定基準」並びに「修復歴判断基準」に基づき表示することになっています。

本年4月1日より、下記の通り、修復歴判断基準の一部変更が行われますので、会員各社におかれましては、当該基準にて修復歴の有無を判断し、適正な表示を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、当該基準につきましては、公取協（自動車公正競争規約）、日査協（修復歴判断基準）、日本オートオークション協議会（修復歴判定基準）の3団体において同一の基準としています。

※当該基準の詳細につきましては、日査協HP（<http://www.jaai.or.jp/jissitensama.html>）にてご確認ください。

<変更内容1>フロントクロスメンバーの定義変更

⇒ フロントクロスメンバーの定義が以下の通り変更されます。

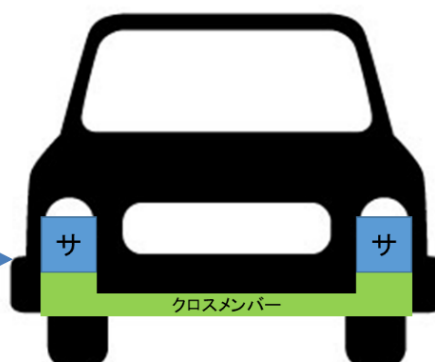
現行定義	新定義
●フロント 左右サイドメンバーに溶接されているもの	●フロント 左右サイドメンバーに直接溶接されているもの（間接接合は除く）

【補足】日査協「修復歴判断基準変更のお知らせ」より抜粋

1) クロスメンバーとして扱うもの

例) 左右サイドメンバーに直接溶接されており、かつ部品が途中で分割していないもの

車を前から見ている
[サ] はサイドメンバーです。



2) クロスメンバーとして扱わないもの

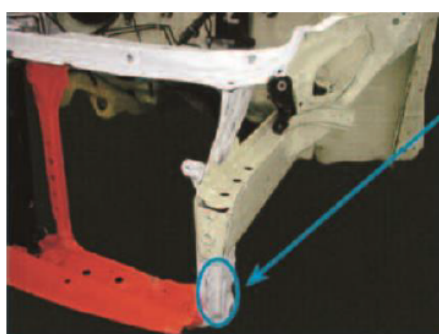
例) 左右サイドメンバーに直接溶接されていないもの

複数の部品で間接接合されているもの



※クロスメンバーサポートの扱いを変更します。

当該部位への損傷は、クロスメンバーの定義に該当しなくなるため、修復歴となりません。



クロスメンバーサポート

<変更内容2>修復歴損傷の大きさ基準

⇒ 各骨格部位の修復歴を判断する大きさ基準が変更となります。

現行基準	新基準
軽微なもの（500円玉程度）	小さなもの（カードサイズ未満）



全ての骨格部位において、損傷等の大きさがカードサイズを超えた場合には修復歴と判定します。

※修復歴の判断基準一覧（日査協資料より抜粋）は、別紙（次ページ）をご参照下さい。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL. 03-5511-2111

FAX. 03-5511-2112

修復歴の判断基準一覧(日査協資料より抜粋)

No.	骨格部位	修復歴とするもの	修復歴としないもの
1	クロスメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの 3) 亀裂があるもの	①小さな凹み、亀裂又はその修理跡があるもの ②突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
2	サイドメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	①ラジエーターコアサポートより前に位置する部分及びリヤエンドパネルより後に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③バンパステー取付け部の小さな凹み又はその修理跡があるもの ④突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
3	インサイドパネル (フロント) ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①ラジエーターコアサポートより前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②小さな凹み又はその修理跡があるもの
4	ピラー (フロント・センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) スポット打ち直しがあるもの 3) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①一部外部に露出している部位に凹み又はその修理跡があるもの ②ボディサイドシルパネルの単体部品の交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの ③シートベルトの挟み込みによる凹み、ドアの開きすぎによるヒンジ部の凹み又はふくらみ、及びそれらの修理歴があるもの ④1BOX 車等でルーフパネルからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部はピラーとしない ⑤小さな凹み又はその修理跡があるもの
5	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡のあるもの 3) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの	インナー部に小さな凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ(亀裂)があるもの 4) 外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの	①突き上げ等による凹み、曲がり又はその修理跡があるもの ②小さな凹み、曲がり、亀裂又はその修理跡があるもの
7	リヤフロア (トランクフロア)	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ(亀裂)があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①リヤエンドパネル又はリヤフェンダ等の交換時に生じた損傷があるもの ②小さな凹み、亀裂又はその修理跡があるもの ③スペアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み又はその修理跡があるもの

①クランプ跡があっても上記基準に該当しない場合は、修復歴としない。

②修復歴の判断はボディ形状、構造(フレーム付き車等)や損傷の度合い等により異なる場合がある。

③外部、外板を介さない損傷又はその修理跡があるものは修復歴としない。

④小さな損傷の大きさはカードサイズ(8.5cm×5.4cm)とする。